

財務省第9入札等監視委員会

平成22年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成23年7月8日（金） 大阪国税局 第7会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士）	
審議対象期間	平成23年1月1日（土）～平成23年3月31日（木）	
抽出案件	5件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	<p>契約件名：国立京都国際会館イベントホール内の電動式ロールスクリーン（36台）及び手動式ロールスクリーン（13台）の取替工事</p> <p>契約相手方：株式会社J. フロント建装</p> <p>契約金額：13,965,000円</p> <p>契約締結日：平成23年1月31日</p> <p>担当部局：近畿財務局</p>
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	一件	
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者関連	4件	<p>契約件名：車載式エックス線検査装置（ラインスキャンシステム型に係る機器）修繕</p> <p>契約相手方：株式会社ジャムコ</p> <p>契約金額：1,954,995円</p> <p>契約締結日：平成23年3月14日</p> <p>担当部局：大阪税関</p>
		<p>契約件名：神戸税関コンテナ貨物大型X線検査装置賃貸借（六甲アイランド検査センター）</p> <p>契約相手方：株式会社IHI検査計測</p> <p>契約金額：26,023,200円</p> <p>契約締結日：平成23年2月4日</p> <p>担当部局：神戸税関</p>
		<p>契約件名：大阪合同庁舎第三号館入退館管理システムの保守業務</p> <p>契約相手方：エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社関西支社</p> <p>契約金額：18,690,000円</p> <p>契約締結日：平成23年3月1日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p>

		<p>契約件名：右京税務署等駐車場内外警備業務</p> <p>契約相手方：株式会社パイオニアガード</p> <p>契約金額：1,092,000円</p> <p>契約締結日：平成23年1月25日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p>
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>国立京都国際会館イベントホール内の電動式ロールスクリーン（36台）及び手動式ロールスクリーン（13台）の取替工事</p> <p>契約相手方：株式会社J. フロント建装</p> <p>契約金額：13,965,000円</p> <p>契約締結日：平成23年1月31日</p> <p>担当部局：近畿財務局</p> <p>本件入札は電子入札で執行したのかどうかを含め、入札経過の説明をしていただきたい。</p> <p>1月20日が入札書の受領期間で開札日が21日となっている。この開札日に、2回目及び3回目の入札が行われたということか。</p> <p>同じ日に再入札を行うことは、通常のやり方か。</p> <p>その場で再入札するには、価格決定権を持っている者が来ないといけないが。</p> <p>1者しか応札しなかった原因は何か。また、予定価格の設定の仕方はどのようであったか。</p>	<p>電子入札で執行したが、入札登録をした3者のうち1者が紙入札の登録であった。その紙入札の1者のみが応札し、残りの2者は応札せず辞退している。</p> <p>電子入札の場合の紙入札は、開札日の前日までに紙の入札書が提出され、それを当局が電子入札システムに登録した上で、開札を行う。</p> <p>そのとおりである。前日までに応札された1回目については開札の結果、予定価格に達していなかった。このため、その旨を入札に参加している当該業者にその場で伝え再入札を行った。</p> <p>そのとおりである。ただし、ある程度回数を重ねても落札決定しない場合は、不落として入札を打ち切ることもある。</p> <p>権限を委任されている代理人が来ている。なお、権限については、委任状で確認している。</p> <p>国立国際会館という施設の特殊性により、これまでも応札業者が少ない傾向にあった。このため発注に苦慮してきたが、本件では各種会議の開催</p>

意見・質問	回 答
<p>2者が関心を持っていながら応札していないのはなぜか。辞退した理由は何か。</p> <p>入札公告が12月28日、入札受付が1月4日から1月11日となっている。応札者の立場からすると、このような日程設定は無理があったのではないか。</p> <p>2者辞退の結果、落札業者が3回入札したということは、結局、同じ業者と予定価格へのすり合わせを行っているにすぎず、したがって、予定価格を少し下回ったところでの落札となるだけではないのか。3者で順番を決めてということにならないか。</p> <p>今回の工事仕様については、前回のものと全く同じものか、変更点があるのか。</p> <p>予定価格を算出する際、今回の応札業者から意見を聞いたり見積書を徴取したのか。</p>	<p>の合間など工期的な制約がある中で、日程調整を行い15日間の公告期間を確保したところである。</p> <p>また、予定価格積算の基となる仕様についても、本件は現場に合わせた特殊品とはなるものの、複数のメーカーから入手可能と考えられる資材を選定したものであり、入札に参加しようとする業者を特別に制限するものではないと認識している。</p> <p>ただ、結果的にその仕様を見た業者の取引状況や受注意欲の関係で、応札者が少なくなったのではないかと推測している。</p> <p>辞退した業者にヒアリングを行った結果、1者は自社が関係している資材業者に見積りを依頼したが提出されなかったため断念、もう1者は資材業者から見積書の提出はあったものの自社の経費を上乗せした応札金額の見極めができなかったと聞いている。</p> <p>公告期間は確保したが、確かに年末年始の時期なので休みが多い時期ではあるが、本件については工期等の事情もありやむを得なかった。しかしながら、今後は実質的にも十分な日程を検討していきたい。</p> <p>電子入札による一般競争入札であるため、今回の落札業者には、入札に何者参加しているかは分からないはずである。業者が一同に会する現場説明を行わないなど、制度的な制約のある中で談合のようなものが発生しないよう最大限の努力を行っているところである。</p> <p>既存のものを取り替えるという工事なので、大きく変えてはいない。</p> <p>していない。ロールスクリーンのメーカーから見積書を徴取しただけである。</p>

意見・質問	回 答
<p>車載式エックス線検査装置（ラインスキャンシステム型に係る機器）修繕 契約相手方：株式会社ジャムコ 契約金額：1,954,995円 契約締結日：平成23年3月14日 担当部局：大阪税関</p> <p>本件は修繕の契約であるが、X線機器が故障したため保守業者に通報し、その業者が修繕箇所を特定し入札に至った。入札の結果、現地確認を行った業者が落札したということによいか。</p> <p>他にX線機器を修繕できる業者はないのか。</p> <p>競争は見込んでいたものの、他の業者の参加はなかったということによいか。</p> <p>今回、一般競争入札の形をとっているが、もう少し業者に値下げの努力を求める方法はないか。</p> <p>一般競争入札は値下げの可能性があるから行うということか。</p> <p>一般競争入札と随意契約とでは、総合的に判断するとどちらが望ましいと考えるか。</p> <p>今後の工夫として、例えば見積書が1者からしか徴取できなかった時点で、1者応札の可能性がかなり見込まれる。そのような場合、随意契約を選択し値下げ交渉を進めるほうがよいのではないか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>空港等に設置されているX線検査装置は複数の業者があり、修理も行っている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>本件のような修理では、交換部品の単価はあまり変わらないものと思われるため、技術者のレベルによって、作業時間が1日かかるところが半日で済むというような面で値下げが可能と考えている。</p> <p>可能性があるから競争入札方式を採用している。</p> <p>執行の段階でどれだけ値段を抑えることができる可能性があるのかということとなる。難しい問題である。</p> <p>随意契約を減らしていくという方針にのっとり競争入札という形をとっており、今後もその方向で進めていかざるを得ないものと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>神戸税関コンテナ貨物大型X線検査装置賃貸借 (六甲アイランド検査センター) 契約相手方：株式会社IHI検査計測 契約金額：26,023,200円 契約締結日：平成23年2月4日 担当部局：神戸税関</p> <p>当初の入札時に、リース期間終了後についてはどのような考慮があったのか。</p> <p>先々のことを考えた入札の条件にしておくことはできないのか。特に、当初契約が6年となっているが、相当高額の機械を導入から6年で捨てるというのは常識的には考え難く、今後は再リースを前提とした入札ができる制度になればよいと思う。</p> <p>保守料金が従前の金額から上昇するというのは、故障の頻度も上がることを想定しているためか。</p> <p>再リース期間を16か月とした理由は何か。</p>	<p>当初のリース契約については、機器の標準使用期間という基準があり、6年間のリース契約を結んでいる。その後、使用頻度や予算状況によって再リースを1年、2年にするのか、あるいは更新をするのかという選択となる。当初のリース契約の段階で、再リースの部分まで規定していない。</p> <p>実際、機器を納入した当初は、メーカー側も、我々利用者側も、6年を想定した形で納入されており、設計もそういう前提となっている。その後、世の中の動きが大きく変わっていく中で、より予算の効率化というものが求められ、本件のような高額な機器も、使用頻度から判断し延長をするという議論が出てくる。したがって、導入当初から再リースを前提とした形での議論というのは、不確定な面を想定する必要があるため難しい判断となる。</p> <p>標準使用期間は、全国に配備されている同機器の使用期間に対する故障頻度などを考慮したものであり当時6年と設定されていた。したがって6年使用する前提での契約となる。</p> <p>保守料金については、当初のリース契約には価格競争の原理が働いており、かなり廉価で落札されている。おそらく業者側は保守料金を下げることによってその価格を打ち出していると思われる。</p> <p>今回の再リースについては実際に積み上げ方式で積算しており、実際の相場としては妥当な金額と考える。</p> <p>本来は、単年度、1年という形でもよいが、税関の異動期が7月1日ということがあり、リース期間が終了する平成23年3月から単純に翌年度末までではなく、人の配置を意識した6月末までとしている。そのため16か月間というイレギュラーな期間となっている。</p>

意見・質問	回 答
<p>他社が入ってくるケースというのは、税関から返却されたリース物件を第三者がリース業者から購入して、それをリースするということか。</p> <p>再リース期間に入ってから再リースをするかしないかをこちらのオプションにして、そのときの条件をあらかじめ定めておくというような契約をするということは可能か。</p> <p>電子入札システムを利用して入札に参加できない理由で、システムが不調のためとあるが、これはどちら側の問題なのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>予算的な裏付けをどう関係付けるかという問題がある。</p> <p>予算の裏付けがないまま契約にあらかじめうたい込むことは難しい。予算のシステムを含めて全体で議論していかなければならない。</p> <p>先方の問題である。電子入札システムでは参加しないということである。</p>

意見・質問	回答
<p>大阪合同庁舎第三号館入退館管理システムの保守業務 契約相手方：エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社関西支社 契約金額：18,690,000円 契約締結日：平成23年3月1日 担当部局：大阪国税局</p> <p>従前の保守業者も、同じ業者なのか。</p> <p>機器の導入の際、1年後、若しくは2年後に保守契約が必要となることを見越して、それも含めた入札を実施していればよかったのではないか。</p> <p>今後同様の事案が発生した場合には、機器の調達と保守を合わせた入札を心掛けることは可能か。</p> <p>原則的に、保守を伴うような機器の導入の際は、保守も含めた形で入札、契約をしているのか。</p> <p>納入業者以外の第三者でも保守が可能な場合は切り離してもいいのかもしれないが、納入業者以外には保守ができないことが予見できる場合には、それなりの配慮が必要であろう。</p> <p>標準価格証明書というのはどのような性質のものか。</p> <p>予定価格調書の作成前にこれを提出してもらうのか。</p>	<p>平成21年11月に導入し、当初設定していた無償保守期間の満了を受けて今回初めて保守契約を行ったものである。</p> <p>入退館管理システムは、平成20年の副大臣会議において急ぎ導入が決定し、予算の関係もあったと思われるが、まずは機器を導入することで始まっている。</p> <p>その後、当然保守が必要ということで、予算をいただいている。</p> <p>調達した機器には当然保守が必要となるので、予算の関係もあると思われるが、今後検討していく。</p> <p>現在、国税局にある機器については、購入と保守はほとんどが別契約となっている。</p> <p>今後検討を行い、上級官庁に対しても予算付けを依頼する必要があると考えるが、一朝一夕に解消できるかは分からない。</p> <p>今回は2者が入札説明書を取りに来ており、辞退した1者に確認したところ、サポートデスクの設置や機器の保守は可能であるが、その他付随の部分で対応ができなかったという話も聞いており、対応できる業者は他にもあると思う。</p> <p>このようなサポートデスクを設置した場合、社内規定等に基づく1年間当たりの標準的な価格、要するに定価を証明するものである。</p> <p>そのとおりである。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="213 224 818 425">この標準価格証明書と積算資料に基づき予定価格を決定しているとのことであるが、標準価格証明書の金額からかなり割引を行った金額で入札しているが、これはどのように理解すればよいのか。</p> <p data-bbox="213 607 818 723">割引を考えたということは、ここに競争入札のメリットがあるという理解をしてもよいのか。</p> <p data-bbox="213 734 818 936">3回目の入札でこの金額で価格が折り合ったという話であれば理解できるが、最初からなぜこのような金額なのか、競争相手がいるという想定のもとにこういう価格設定をしているという理解でよいのか。</p> <p data-bbox="213 992 818 1108">標準価格とは定価のようなもので、実際の取引の際には、通常それよりは下がる性質のものか。</p>	<p data-bbox="847 224 1461 555">1つには、企業努力があると思われる。同様の機種が入っているところがあれば、部品代等を安く抑えることが可能な部分もあり、標準価格からの割引ができたのではないかと考えている。サポートデスク等についても例えば他官庁で同様の業務を受託していれば当局の業務も併せて行うことでの割引も若干は可能なのかと考えている。</p> <p data-bbox="847 607 1461 768">電子入札ということもあると思われる。入札説明会には2者が参加し、その場で顔を合わせているため競争が働き、その結果、標準価格から割引となったと考えている。</p> <p data-bbox="847 992 1461 1066">標準価格は基本的には定価であり、見積りとなると、もともと下がった金額となる。</p>

意見・質問	回答
<p>右京税務署等駐車場内外警備業務 契約相手方：株式会社パイオニアガード 契約金額：1,092,000円 契約締結日：平成23年1月25日 担当部局：大阪国税局</p> <p>昨年は応札者が2者であったとのことであるが、駐車場の警備であれば多くの業者が参加するように思うが、なぜ1者応札となったと考えているか。</p> <p>公告日が1月13日で開札日が25日と、おそらく最短の公告期間となっていると思う。公告期間を長くするなどの工夫をしてはどうか。</p> <p>同様の業務は過去から行っているのか。</p> <p>この時期にここでこのような警備業務があるということは大体地元の業者なら分かっているのか。</p> <p>この競争入札という方式は、安いところが落札する仕組みであり、物品購入であれば価格による競争は分かるが、役務の提供の場合は、価格以外に他の評価は入らないのか。</p> <p>その意味では、客観的な基準がないのに応札業者を排除することはできないということか。</p> <p>公認会計士の監査やコンサルティングを行政機関が依頼する際、価格以外の評価指標を作成し、選定委員会で面接等を課して点数をつけるというケースがあるので、役務の提供の場合に必ずしも価格だけで決めているということではない。</p>	<p>昨年の業者に対しては、厳しく指導を行ったこともあり、税務署の警備業務は難しいという印象を与えたのかもしれない。</p> <p>日程に余裕を持って公告することにより、質のいい業者が参加するかもしれないので、今後努力する。</p> <p>この業者は平成19年、20年、22年と落札している。</p> <p>広く知られていると思う。</p> <p>予定価格が1,000万を超える場合は、調査基準価格を設定し、予定価格の60%を下回る価格での落札となった場合、業務を適正に履行できるかを調査する制度があるが、本件はこれに該当しないため、最低価格の業者が落札者となっている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>総合評価方式という契約方式もある。 これは役務の内容について点数をつけ、価格と総合勘案したところで落札者を決定するという方式であるが、今回は総合評価方式ではないため価格のみで落札者を決定している。</p>